

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三重県障害者団体連合会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、本会を代表する理事に対しては、会長と副会長としての業務の対価として支払うものとする。

(決定機関)

第3条 報酬等の基準は、総会において決定する。

(報酬の総額)

第4条 報酬の総額は、会長は年240,000円、副会長は年60,000円とする。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、職員給与の支給日又は随時に支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。